別表六（第三十五条の七関係）

地域	植物		備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）	
一　（略）	かんきつ類（ポンカンを除く。）、わんぴ、びわ、ざくろ、いちじく、がじゆまる、りゆうがん、れいし、かしよもぎ、マルウァ・パルウィフロラ、みなとあかざ及びとうがらし属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの		（略）	
三十七　インド、インドネシア、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、マレーシア、イラン、イタリア、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、アルジェリア、カナリア諸島、セーシェル、チュニジア、モロッコ	（略）		（略）	
三十八～四十一　（略）	あまめしば、いぬほおずき、エクバリウム・エラテリウム、オキムム・キリマンドスカリクム、おくら、カロトロピス・プロケラ、きゆうり、クロッサンドラ・インフンディブリフォルミス、クロトン・ボンプランディアナム、けし、ケナフ、けぶかわた、コッキニア・グランディス、ささげ、しまかんぎく、しろばなようしゆちようせんあさがお、すいか、せいようかぼちや、せんねんぼく、だいず、たかさぶろう、とうがん、とうごま、とかどへちま、とかどへちま、トマト、なす、にがうり、にほんかぼちや、にんじん、のげし、パパイヤ、はやとうり、ばれいしよ、ひらまめ、フィサリス・ミニマ、へちま、ベニンカサ・フィスツロサ、ペポかぼちや、メロン、もみじひるがお、モモルディカ・ディオイカ、ゆうがお及びとうがらし属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	（略）	（略）	

別表六（第三十五条の七関係）

地域	植物		備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）	
一　（略）	かんきつ類（ポンカンを除く。）、わんぴ、びわ、ざくろ、いちじく、がじゆまる、りゆうがん、れいし、		（略）	
三十七　インド、インドネシア、スリランカ、タイ、台湾、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、イラン、イタリア、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、アルジェリア、カナリア諸島、セーシェル、チュニジア、モロッコ	（略）		（略）	
三十八～四十一　（略）	あまめしば、いぬほおずき、エクバリウム・エラテリウム、おくら、カロトロピス・プロケラ、きゆうり、クロッサンドラ・インフンディブリフォルミス、クロトン・ボンプランディアナム、けし、ケナフ、けぶかわた、コッキニア・グランディス、ささげ、しまかんぎく、しろばなようしゆちようせんあさがお、すいか、せいようかぼちや、だいず、たかさぶろう、とうがん、とうごま、とかどへちま、トマト、なす、にがうり、にほんかぼちや、にんじん、のげし、パパイヤ、はやとうり、ばれいしよ、ひらまめ、フィサリス・ミニマ、へちま、ベニンカサ・フィスツロサ、ペポかぼちや、メロン、モモルディカ・ディオイカ、ゆうがお及びとうがらし属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	（略）	（略）	